

環境経営レポート

2020 年度版
(2020 年4月~2021 年3月)



発行日：2021 年 6 月 30 日



久留米商工会議所

目 次

I	組織の概要-----	1
II	対象範囲-----	2
III	環境経営方針-----	3
IV	環境経営目標-----	4
V	環境経営計画-----	5
VI	環境経営目標の実績-----	7
VII	環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	-8
VIII	環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに 違反、訴訟等の有無	10
IX	代表者による全体評価と見直し・指示-----	11

I 組織の概要

1. 事業所名及び代表者名

久留米商工会議所

会 頭 本村 康人

2. 所在地

〒830-0022

福岡県久留米市城南町 15 番地の 5



3. 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者：事務局長 中島 誠治

担当者：会員サービス課長 南波 優子

会員サービス課 柳瀬 翔太

TEL 0942-33-0211

FAX 0942-33-0933

E-Mail info@kurume.or.jp

4. 事業内容（対象活動）

地域商工業の振興・発展支援

URL <http://www.kurume.or.jp>

5. 団体の規模（2021年3月31日現在）

会 員 数 4,152 件

議 員 数 98 名

職 員 数 30 名（アルバイト等名含む）

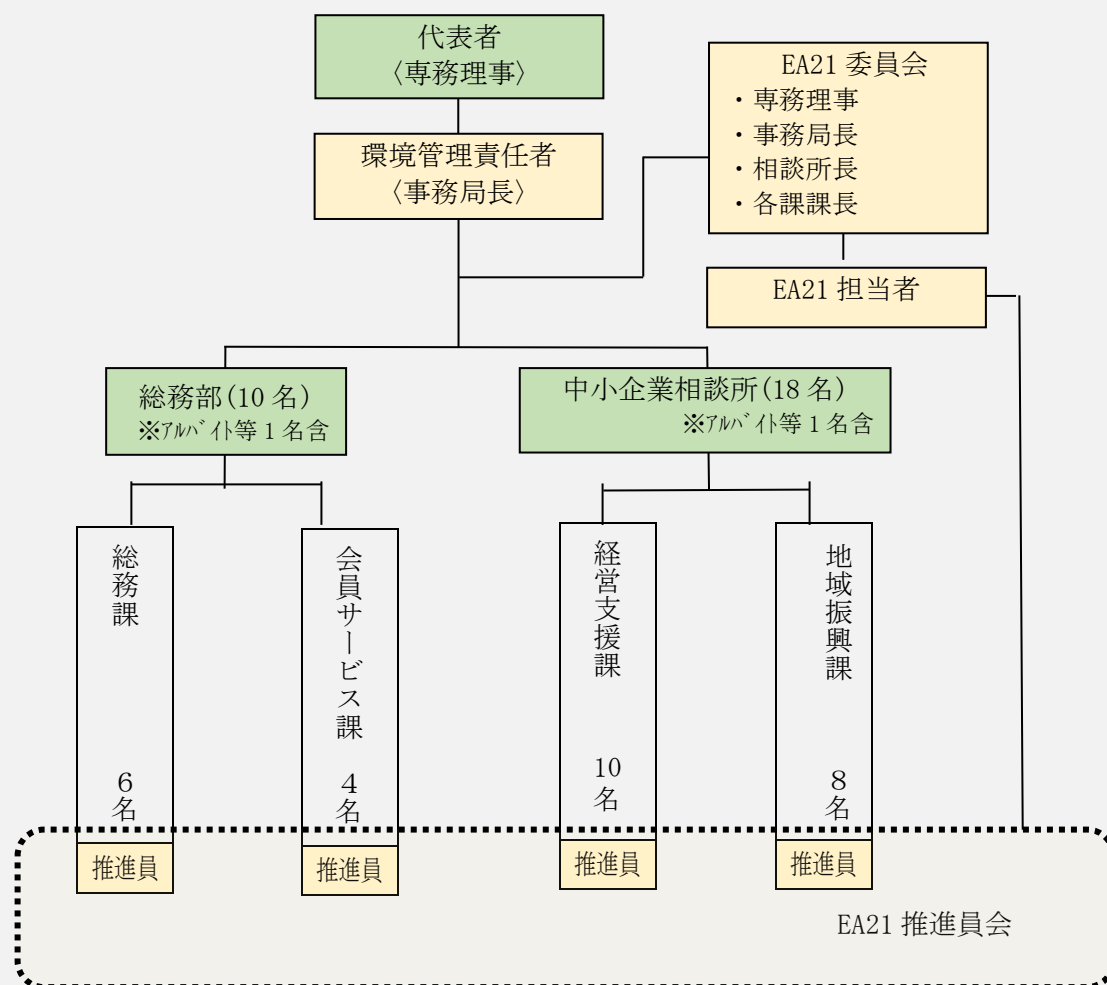
年間予算 424 百万円

延床面積 4,446 m²

Ⅱ 対象範囲

- 本所におけるエコアクション 21 の対象範囲は、以下に示す全組織（久留米商工会議所）と全活動（地域商工業の振興・発展支援）であり、全役職員一丸となって環境経営に取り組んでいます。

（職員数：30名）



Ⅲ 環境経営方針

久留米商工会議所は、地球温暖化防止など地球環境の保全が人類共通の最重要課題であるという認識のもと、全役職員が一体となって商工会議所事業活動における環境への負荷を低減するとともに、地域企業の環境への取組みを促進する。

- 1 事業活動全般にわたって環境負荷の削減に努め、次の項目に目標を定め、その達成のための取組みを推進する。
 - (1) 二酸化炭素排出量の削減
 - (2) 廃棄物排出量の削減
 - (3) 水使用量の削減
 - (4) グリーン購入の推進
- 2 地域会員企業の環境パフォーマンスの向上を促進する。
- 3 地域社会における環境保全活動を積極的に実施して、地域の環境保全に貢献する。
- 4 環境経営システムを継続的に改善する。
- 5 事業活動において関連する環境関連法規等を遵守する。
- 6 環境経営レポートを公表する。

制定日 2008年 6月 2日

改定日 2020年 4月 1日

久留米商工会議所

専務理事 穴見 英三

IV 環境経営目標

- ・本所の事業活動を踏まえて、環境経営目標として以下の7項目12目標を設定しました。
- ・本年から、「地域会員企業の環境パフォーマンスの向上促進」を掲げ、本業目標として会員企業のeco検定数、エコ事業所数、環境情報提供数、環境への取組啓発数の向上に取り組みました。

(年度：4月～翌年の3月)

環境経営目標		単位	基準年	単年度目標	中長期目標		
			2019年度実績値	2020年度	2021年度	2022年度	
1	二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	102,536	102,433	102,330	102,228	
		(%)	—	(△0.1)	(△0.2)	(△0.3)	
2	廃棄物排出量(可燃ごみ)の削減	kg	386.1	385.7	385.3	384.9	
		(%)	—	(△0.1)	(△0.2)	(△0.3)	
3	水使用量の削減	m ³	1,846	1,844	1,842	1,840	
		(%)	—	(△0.1)	(△0.2)	(△0.3)	
4	グリーン購入の推進	品目	39	39	39	39	
5	地域会員企業の環境パフォーマンスの向上促進	(1)eco検定受験者数の増加	人	50	50以上	50以上	50以上
		(2)エコ事業所の登録数増加	件	—	2以上	2以上	2以上
		(3)環境関連情報の提供数増加		8	8以上	8以上	8以上
		(4)環境への取組の啓発向上	回	3	3以上	3以上	3以上
6	地域社会における環境保全活動の実施	(1)周辺道路等の清掃	回	5	20以上	20以上	20以上
		(2)美化活動等への参加		2	2	2	2
		(3)啓発活動の推進		1	1	1	1
7	その他	(1)職員への環境教育の実施(勉強会の開催)	回	2	2	2	2

備考)・(%)は基準年実績値に対する削減率を示す。

- ・購入電力の二酸化炭素排出係数は、九州電力(株)の2019年度調整後排出係数0.370kg-CO₂/kWhを使用した。
- ・eco検定受験者数は、2017年度～2019年度の平均受験者数である。
- ・化学物質は使用実績が無いため、目標から除外した。

V 環境経営計画

・環境経営目標を達成するため、全役職員が一丸となって、以下の取組を実施しました。

1. 二酸化炭素排出量削減のための取組

(1) 電気使用量の削減 (0.1%)

- ① 冷暖房の温度設定及びその励行（室内基準温度 冷房 28 度、暖房 20 度）
- ② クールビズ・ウォームビズの実施
- ③ シャッターによる遮熱
- ④ 窓の開閉による室温の調整
- ⑤ こまめな消灯と O A 機器の主電源オフ
- ⑥ 階段の利用促進
- ⑦ ノー残業デーの徹底（毎週水曜日 18：00 消灯）

(2) ガソリン使用量の削減 (0.1%)

- ① 公用車のふんわりアクセル「e スタート」の実施
- ② エンジンブレーキを使った「早めのアクセルオフ」の実施
- ③ 駐停車の際、エンジンを停止させる「アイドリングストップ」の実施
- ④ エンジンをかけたらずぐ出発の「適切な暖気運転」の実施
- ⑤ 公用車の定期的な空気圧のチェック
- ⑥ 自転車利用の促進
- ⑦ エコカーの優先利用

(3) ガス使用量の削減 (0.1%)

- ① 夏場の給湯利用停止

2. 廃棄物排出量削減のための取組

(1) 可燃ごみの削減 (0.1%)

- ① 両面印刷・コピーの推進、裏紙利用の徹底
- ② 紙類、その他可燃物の分別の徹底
- ③ メモ紙のゴミ箱への投棄防止の徹底
- ④ 紙ファイルの再利用
- ⑤ 必要最低限印刷の徹底
- ⑥ 社内回覧・決裁のメール活用

3. 水使用量削減のための取組

(1) 水使用量の削減 (0.1%)

- ① 水栓付近への「節水協力」表示

4. グリーン購入推進の取組

(1) グリーン購入の実績把握

- ① 物品購入時の環境配慮型商品の積極的購入
- ② 消耗品購入の一括管理
- ③ 物品購入時及びサービス依頼時の環境に配慮した事業所の積極的活用

5. 地域会員企業の環境パフォーマンスの向上促進の取組

(1) eco 検定（環境社会検定試験）の受験者数増加

- ① eco 検定の受験を通じた環境啓発

(2) エコ事業所の登録数増加

- ① 会員企業に対するエコ事業所への登録募集

(3) 環境関連情報の提供数増加

- ① 会報による環境関連情報の会員事業所への提供

(4) 環境への取組の啓発向上

- ① 容器包装リサイクル普及啓発及び登録業務
- ② 経営指導員による環境経営相談
- ③ 商店街活性化の環境アドバイス

6. 地域社会における環境保全活動の実施

(1) 周辺道路等の清掃活動

- ① くるめクリーンパートナー事業への参画、周辺道路等の清掃

(2) 美化活動等への参加

- ① 美化キャンペーンボランティアへの積極的な参加

(3) 啓発活動の推進

- ① 小学生環境・ゴミ・エネルギー問題絵画コンクールの実施

7. その他

(1) 職員への環境教育の実施

- ① 職員向け勉強会の実施

VI 環境経営目標の実績

- ・エコアクション 21 を運用した 2020 年度における目標達成状況は以下のとおりであり、設定した 7 項目 14 目標のうち、3 項目 7 目標で目標が達成できました。
- ・なお、2020 年度は新型コロナウイルス感染症防止のため、当初の目標としていた地域の環境保全活動の実施が中止等で機会が無く、取組は出来ませんでした。
- ・本業目標とした「地域会員企業の環境パフォーマンスの向上促進」は概ね目標を達成できました。
- ・なお、本所の CO2 排出構造は電気使用量が 99% を占めていますが、2020 年度は事務所のコロナ対策で換気を行いながら冷暖房を実施した関係で、エアコンでの電気使用量が増加し、結果的に二酸化炭素排出量は目標を達成できませんでした（目標達成率約 93%）。今後もこの状況が定常化していく場合は、目標の見直しが必要と考えています。

環境経営目標		単位	基準年	2020 年度 (2020 年 4 月～2021 年 3 月)		目標 達成率 %	目標 達成 判定	
			2019 年度 実績値	目標	実績			
1	二酸化炭素排出量の削減 【0.1%削減】	kg-CO ₂	102,536	102,433	108,158	94.7	△	
	(1) 電気使用量の削減	kWh	270,006	269,729	292,321	91.6	△	
	(2) ガソリン使用量の削減	L	978.00	976.80	663.77	132.0	◎	
2	廃棄物排出量（可燃ごみ）の削減 【0.1%削減】	kg	386.1	385.7	377.2	102.2	○	
3	水使用量の削減 【0.1%削減】	m ³	1,846	1,844	1,600	102.2	○	
4	グリーン購入の推進	品目	39	39	39	100.0	○	
5	地域会員企業の環境パフォーマンスの向上促進	(1) eco 検定受験者数の増加	人	50	50 以上	57	114.0	○
		(2) エコ事業所の登録数増加	件	不明	2 以上	-	0	-
		(3) 環境関連情報の提供数増加		8	8	10	125.0	◎
		(4) 環境への取組の啓発向上	回	3	3 以上	3	100.0	○
6	地域社会における環境保全活動の実施	(1) 周辺道路等の清掃	回	5	20 以上	0	0.0	×
		(2) 美化活動等への参加		2	2	-	-	-
		(3) 啓発活動の推進		1	1	-	-	-
7	その他	(1) 職員への環境教育の実施（勉強会の開催）	回	2	2	1	50.0	×

備考）・削減目標項目の目標達成率は、【(目標値)/実績値】×100】で算出した。

・目標達成判定区分 ◎：目標達成率 120%以上 ○：100%以上 120%未満 △：80%以上 100%未満 ×：80%未満
-：判定不可。

Ⅶ 環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

1. 環境経営計画の取組結果とその評価

- ・今年度は新型コロナウイルスの影響を様々な面で感じた年でした。コロナ対策の一環で事務所と別に相談窓口の設置や窓開け換気など、例年以上に電気・空調を使用したため、電気使用量や二酸化炭素排出量が目標値を上回る結果となりました。
- ・一方、ガソリン使用量や廃棄物排出量については、検定試験やイベント等の中止により、例年より公用車の使用やゴミの排出量が減り、目標を達成することができました。
- ・職員の退勤時間についても、毎週水曜日の『ノー残業デー』に限らず、職員の意識は高まっていますが、18時完全消灯は達成出来ませんでした。

No.	活動内容	取組結果			
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
1	冷暖房設定温度を決め、実行する	○	△	○	△
2	クールビズ・ウォームビズの実施	○	○	○	○
3	シャッターによる遮光・遮熱	—	○	○	○
4	窓の開閉による室温の調整	○	○	○	○
5	こまめな消灯とOA機器の主電源オフ	○	○	○	○
6	階段の利用促進	○	○	○	○
7	ノー残業デーの徹底(毎週水曜日 18:00 消灯)	△	△	△	△
8	公用車のふんわりアクセル「eスタート」の実施	○	○	○	○
9	エンジンプレーキを使った「早めのアクセルオフ」の実施	○	○	○	○
10	駐停車の際、エンジンを停止させる「アイドリングストップ」の実施	○	○	○	○
11	エンジンをかけたらずぐ出発の「適切な暖気運転」の実施	○	○	○	○
12	公用車の定期的な空気圧のチェック	—	○	○	○
13	自転車利用の促進	○	○	○	○
14	エコカーの優先利用	○	○	○	○
15	夏季の給湯利用の停止	—	○	—	—
16	両面印刷・コピーの推進、裏紙利用の徹底	○	○	○	○
17	紙類, その他可燃物の分別の徹底	○	○	○	○
18	メモ紙のゴミ箱への投棄防止の徹底	○	○	○	○
19	紙ファイルの再利用	○	○	○	○
20	必要最低限印刷の徹底	○	○	○	○
21	社内回覧・決裁のメール活用	○	○	○	○
22	水栓付近への「節水協力」表示	○	○	○	○
23	物品購入時の環境配慮型商品の積極的購入	○	○	○	○
24	消耗品の一括管理	○	○	○	○
25	環境に配慮した事業所の積極的活用	○	○	○	○

備考) 取組結果の判定 ○：実行されている △：ほぼ実行されている ×：実行されていない —：判定不可

2. 次年度の取組内容

- ・次年度は、周辺道路等の清掃や『ノー残業デー』など積極的に取組みを行っていきます。
- ・また、地域会員企業の環境パフォーマンス向上に対しては、SDGs等の社会的貢献活動の情報提供や、環境経営レポートを活用し、エコアクション21による環境経営の必要性等についてのPRにも力を入れて取り組む必要があると考えています。

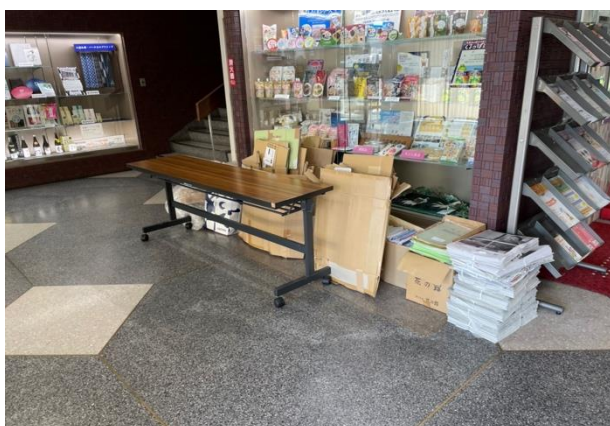
取組活動状況等



夏季の給湯器利用を最小限に



12/17 照明LEDや周辺を掃除



資源物回収の様子



資源物を種類毎に仕分け

Ⅷ 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

- ・当所の事業活動、製品及びサービスに適用される主な環境関連法規等は、以下のとおりです。
- ・2020年度運用期間中の事業活動に対して、環境関連法規等の遵守状況を確認・評価した結果、全ての法律で遵守を確認し、違反はありませんでした。
- ・また、関係機関等からの違反の指摘、利害関係者からの訴訟も過去3年間ありませんでした。

関連法規	要求事項	法令条項	要求内容	結果
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物の処理の委託	法第6条の2第6項規則第1条の17	事業者は一般廃棄物の処理を許可業者に委託しなければならない。	○
	一般廃棄物の処理の委託基準	法第6条の2第7項令第4条の4第1号	事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準の遵守	○
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	使用済自動車の引渡義務	法第8条	自動車の所有者は、使用済自動車を引取業者に引き渡さなければならない。	○
	再資源化預託金等の預託義務	法第73条	自ら所有する車両のリサイクル料金を支払う。	○
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)	特定製品の管理者の責務	法第5条	指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるとともに、管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。	○
	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	法第16条(経済産業省・環境省告示第13号)指針	管理者判断基準の遵守 ①機器の適切な場所への設置 ②簡易点検の実施(3か月に1回以上) ③定期点検の実施(定格出力7.5kW以上) ④フロン類漏えい又は故障が発見された場合、速やかに専門点検の実施 ⑤機器の点検・修理・冷媒の充填・回収に関する履歴の記録・保持	○
	業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器でフロン類が充てんされている第一種特定製品のフロン引渡し	法第41条	「第一種特定製品廃棄等実施者」は、自ら又は他のものに委託して、第一種フロン回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。	—
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	料金の請求	第11条、第12条	排出者は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬や再商品化等に必要な料金を支払う。	—
消防法施行令	非常電源の附置	第11条第3項第1号	屋内消火栓設備には、非常電源を附置しなければならない。	○

備考) 遵守状況評価区分 ○: 遵守 ×: 不遵守 —: 該当なし

Ⅸ 代表者による全体評価と見直し・指示

- ・2020年度 of 取組状況に対して、代表者による全体評価と見直しを以下のとおり実施しました。
- ・取組状況の評価としては、環境経営システムは有効に機能し、環境への取組も適切に実施されているが、今後はコロナ渦での社会環境変化を踏まえた取組の再検討が必要としています。
- ・今後の見直しとしては、中長期事業計画の改定に伴い環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画は必要な見直しを行うことを指示しています。

評価及び見直しの日時		2021年6月30日（水）15:00～16:30
提出された資料		<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境経営方針 ・ 環境関連法規の遵守状況 ・ 令和2年度環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況、その評価結果 ・ 前年度の代表者による全体の取組み状況の評価及び見直し結果 ・ 前回審査の指摘事項
評 価	環境経営システムが有効に機能しているか	システムは有効に機能していると考えられる。
	環境への取組は適切に実施されているか	適切に実施されているが、再度検討する必要があることを確認した。
変更の 必要性 と指示	環境経営方針	2020年より新たな中長期計画を立て実行しており、変更の必要性はないことを確認した。
	環境経営目標・ 環境経営計画	2020年より新たな中長期計画を立て実行しており、今後必要に応じて見直し・変更することを確認した。
	環境経営システム等	今回は、システムの変更は必要ないと判断される。